

## 第1章 報酬・費用弁償

### ○福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

〔平成19年4月1日〕  
〔条例第18号〕

平成20年11月21日条例第10号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条の2第4項の規定に基づく報酬及び費用弁償並びにその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（平20条例10・一部改正）

（支給対象）

第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員等」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、第1号に規定する者には報酬を支給しない。

- (1) 広域連合長及び副広域連合長
- (2) 選挙管理委員会の委員及び監査委員
- (3) 審査会、審議会、調査会等法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）
- (4) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

2 別表第1に掲げる者には、実費弁償を支給する。

（平20条例10・一部改正）

（報酬の額等）

第3条 特別職の職員等に支給する報酬の額は、別表第2に定めるところによる。

（費用弁償等の支給及びその種類）

第4条 特別職の職員等が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は別表第3に定めるところによる。

2 選挙管理委員会の委員が委員会に出席し、監査委員の委員があらかじめ定められた日に監査業務を行ったときは、別表第4により費用弁償として旅費を支給する。

3 第2条第2項に規定する者に支給する実費弁償の額は、福井県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の規定に基づき、支給すべき額に相当する額とする。

（平20条例10・一部改正）

（費用弁償等の支給方法）

第5条 費用弁償及び実費弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定による公聴会に参加した者
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

別表第2（第3条関係）

（平20条例10・一部改正）

区分		報酬額
選挙管理委員会	委員長	日額7,000円
	委員	日額6,000円
監査委員		日額10,000円
附属機関の委員等その他の非常勤職員		予算の範囲内で広域連合長が定める額

別表第3（第4条関係）

（平20条例10・一部改正）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	宿泊料1夜につき		食卓料1夜につき
				甲地方	乙地方	
広域連合長	旅客運賃、急行料金及び座席指定料金等	上級の運賃	現に支払った旅客運賃及び特別座席料金	16,800円	15,200円	3,300円
副広域連合長				15,100円	13,600円	3,000円
選挙管理委員会委員				13,400円	12,000円	2,600円
監査委員				13,400円	12,000円	2,600円
附属機関の委員等その他の非常勤職員		中級又は下級の運賃		13,400円	12,000円	2,600円

備考

- 1 「甲地方」とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち福井県人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で福井県人事委員会規則で定めるものをいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。この場合において、固定宿泊施設に宿泊しないときは、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食事の代金を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食事の代金を要する場合に限り、支給する。

別表第4（第4条関係）

招集地と居住地の往復距離	費用弁償（日額）
80キロメートル未満	3,000円
80キロメートル以上90キロメートル未満	3,370円
90キロメートル以上100キロメートル未満	3,740円
100キロメートル以上110キロメートル未満	4,110円
110キロメートル以上120キロメートル未満	4,480円
120キロメートル以上130キロメートル未満	4,850円
130キロメートル以上140キロメートル未満	5,220円
140キロメートル以上150キロメートル未満	5,590円
150キロメートル以上160キロメートル未満	5,960円
160キロメートル以上170キロメートル未満	6,330円
170キロメートル以上180キロメートル未満	6,700円
180キロメートル以上190キロメートル未満	7,070円
190キロメートル以上200キロメートル未満	7,440円
200キロメートル以上210キロメートル未満	7,810円
210キロメートル以上220キロメートル未満	8,180円
220キロメートル以上230キロメートル未満	8,550円
230キロメートル以上240キロメートル未満	8,920円
240キロメートル以上250キロメートル未満	9,290円
250キロメートル以上260キロメートル未満	9,660円
260キロメートル以上270キロメートル未満	10,030円
270キロメートル以上280キロメートル未満	10,400円
280キロメートル以上290キロメートル未満	10,770円
290キロメートル以上300キロメートル未満	11,140円
300キロメートル以上	11,140円に300キロメートル以上の距離が10キロメートル増すごとに370円を加えた額